

避難所運営マニュアルとは？

Q 避難所運営マニュアルとは？

A 避難所の運営体制を素早く確立し、運営するための具体的な手順等について記載したものです。避難所となる市立小・中学校、小平元気村おがわ東の28地区ごとに作成しています。

Q 避難所運営マニュアルは誰が作るのですか？

A 避難所は避難所を利用する市民の皆さんが運営するため、施設管理者である学校、地域の自治会、自主防災組織、青少対、PTAなど、地域の多様な団体の代表者などで「避難所開設準備委員会」を発足し、地域住民が中心となって作成を進めていただいています。

Q 避難所運営マニュアル作成の指針とは？

A 「避難所運営マニュアル作成の指針」は、各地区のマニュアルの方向性や必要な帳票類等を示すものです。

現在、全地区でマニュアルが完成していますが、東京都避難所運営指針が策定されたこと等から、令和8年2月に市の指針を修正したため、今後は、その指針を踏まえ、各地区のマニュアルを修正していく必要があります。

Q 避難所運営マニュアルを作成した後はどうするのですか？

A 防災訓練（避難所開設・受入れ訓練、応急給水訓練、マンホールトイレ設置訓練等）を定期的に行い、マニュアルを検証していきます。必要があればマニュアルを見直し、より実効性のあるものに改善していきます。

Q 感染症を考慮した避難所運営マニュアルはありますか？

A 令和8年2月に修正した指針で、感染症対策を追加しました。また、新型コロナウイルス感染症の様な強い感染症が流行した場合には、避難所運営マニュアル作成の指針の増補版として、「避難所管理運営マニュアル作成の指針（新型コロナウイルス感染症対策編）」を策定していますので、通常版の指針と併せて活用します。

発災後の避難所運営のイメージ

大地震発生

避難所開設準備委員会、学校等、緊急初動要員（市職員）等が参集

「初期」避難所運営組織を立ち上げる

施設の安全点検／応急危険度判定（建築班）
資器材の確認、避難所スペースの確保

避難所を開設

避難所開設の判断は市災害対策本部が行います。

避難者の受入れ

世帯ごとに避難者カードを作成。避難者数を把握等。

避難所運営委員会を立ち上げる

委員長、副委員長、班長、副班長を選出する。
※役員は必ず、男女で構成すること。

避難所生活

- ・食料や物資の受入れ、仕分け、配布
- ・情報提供

避難所運営会議の開催

※生活ルール等を決めることを目的に開催する。
※委員長・副委員長・班長は、避難所運営の意思決定機関とする。

避難所生活の見直し、避難所の縮小
避難者数の減少に伴い、適宜見直しを行う。

避難所の閉鎖

避難所閉鎖の日をもって、避難所運営委員会を解散する。
※施設を原状回復する。
※記録を整理し、台帳を災害対策本部に引き渡す。

Q そもそも避難の流れを教えてください。

A 大地震発生後、自宅や近隣で火災等の危険がなく、自宅も倒壊の危険性がない場合等は、自宅での避難、いわゆる在宅避難をしてください。

反対に、自宅や近隣で火災等の危険がある、または自宅の倒壊の危険性がある場合は、いっとき避難場所（小・中学校・高校の校庭等）へ避難します。（災害の状況等により、必要な場合は広域避難場所へ直接避難します。）

いっとき避難場所へ避難した後、火災等の危険がなくなり、住居等の被害がない場合は在宅避難をしてください。火災等の危険はないが、住居等に大きな損傷または焼失がある場合は、避難所（市立小・中学校等）に避難します。

いっとき避難場所へ避難した後、さらに火災等の危険が増す場合は、広域避難場所（中央公園、小平霊園等）へ避難します。

広域避難場所へ避難した後、火災等の危険がなくなり、住居等の被害がない場合は、在宅避難をしてください。住居等の大きな損傷または焼失がある場合は、避難所（市立小・中学校等）に避難します。

なお、高齢者や障がい者等の要配慮者についても、まずは小・中学校等に避難します。福祉避難所の開設準備ができ次第、小・中学校等の避難所での生活が困難な要配慮者は福祉避難所へ移動します。

Q 避難所開設準備委員会の開催頻度や会議時間はどれくらいですか？

A それぞれの地区によりますが、1～3か月に1回の頻度で開催し、会議時間は1時間から1時間30分ほどです。

Q 災害時、物資はどこでもらえますか？

A 原則としては、まず、避難者が集まり、職員が配置されている市立小・中学校、小平元気村おがわ東の避難所で配布します。情報については、防災無線、広報車、市ホームページ、防災・防犯メールマガジン、XなどのSNS、及び市立小・中学校などの地域防災拠点で掲示をして、お知らせします。

【小平市防災マップより引用】

